

提案内容に対する所管省庁の回答

農林ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 9 月 28 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日

提案事項	農業用マルチローター（ドローン）の活用推進について
具体的内容	<p>1) 背景</p> <p>① 水稻栽培における農薬の空中散布については、労力の軽減が図れるとともに、病害虫の効率的防除が可能。</p> <p>② 現在は無人ヘリコプターによる空中散布が行われているが、 a. 騒音の問題 b. 集団防除であり圃場毎の適切な時期での散布ができない c. コストが高い 等の課題がある。</p> <p>③ ドローンは小型軽量で移動が容易。機動的な農薬散布を可能にし、騒音問題も少ないというメリットが有る。</p> <p>2) 要望事項</p> <p>農林水産省発行の『空中散布等における無人航空機利用技術指導指針』の緩和</p> <p>① オペレーター免許取得に関して「農林水産航空協会」指定の教習施設での教習が必要。また、機体の認定等も同協会の認定・整備が必要であり、事業の自由度を狭くしている。安全に支障のない範囲で、規制緩和をご検討いただきたい。</p> <p>② 免許取得及び空中散布の実施等に当たり、航空法の規制を受け国土交通省への許可・承認等が必要になる場面が有る。常識的な飛行範囲内での規制緩和を行い、活用場面を広げることが必要。</p> <p>③ 実際の飛行に関してオペレーターとナビゲーターの 2 名が必要。日本の水稻農業のコストダウンを考えた場合 1 名での運用や、GPS 等の活用によるローコストオペレーションへの規制緩和が必要。</p>
提案主体	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

所管省庁：農林水産省、国土交通省

制度の現状	<p>① 農林水産省では、無人航空機による農薬等の空中散布について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ適正に実施するため、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）を制定し、安全対策等の指導を行っています。</p> <p>②③ 航空機の航行並びに地上の人・物件の安全を確保するため、無人航空機については航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条及び第 132 条の 2 において、禁止する飛行の空域や方法（物件の投下など）を定めています。必要な安全対策等の要件を満たすことが確認できた場合に限り、これらの飛行を許可しています。</p> <p>【参考】</p> <p>○航空法 （飛行の禁止空域）</p> <p>第 132 条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域</p> <p>二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空</p> <p>（飛行の方法）</p> <p>第 132 条の 2 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。</p> <p>一 日出から日没までの間において飛行させること。</p> <p>二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。</p> <p>三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。</p> <p>四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。</p> <p>五 当該無人航空機により爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。</p> <p>六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。</p>
-------	---

該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 11 月 17 日 制定（国空航第 684 号、国空機第 923 号）「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」 ・ 平成 27 年 12 月 3 日 制定（27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」 ・ 平成 27 年 12 月 3 日 制定（国空航第 734 号、国空機第 1007 号、27 消安第 4546 号）「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」 ・ 航空法第 132 条及び第 132 条の 2
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>① （一社）農林水産航空協会のみが行っていたオペレーターの認定や機体の登録等の業務を、他の機関等でも行うことができるよう、平成 29 年 4 月 1 日付けで「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（以下「指導指針」という。）を改正しました。要件を備えていることが確認できる資料とともに申請し、登録を受ければ、上記の業務を行っていただくことができるようになっていきます。農林水産省では今後も、使用者が取り組みやすい制度とするための対応を適時行います。</p> <p>② 農業散布は航空法第 132 条の 2 において禁止する飛行方法に該当しますが、農林水産省の定める上記指導指針に基づき当該飛行を行うことを、農林水産省が指定する団体等（以下「指定団体等」という。）により確認している場合には、飛行許可の手続を簡略化（申請事項確認の省略など）できるなど、合理化した制度にしています。</p> <p>③ 農業散布は物件を投下する行為となるため、飛行を行う場合には、投下する場所に人や物件が無いことの確認や、当該場所に人が立ち入らないよう監視する必要がありますので、原則、操縦者の他に飛行経路上の周辺を監視する補助者の配置が必要となります。ただし、無人航空機の機能・性能、飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上・水上の人の安全が損なわれる恐れが無いと認められる場合には、柔軟に対応することも可能と考えられることから、指定団体等にご相談ください。</p> <p>なお、無人航空機については、GPS 等の更なる活用など技術進歩が顕著な分野でもあり、政府としても官民協議会を中心に、官民一体となって適宜制度の見直し等を進めておりますので、その場でも引き続き検討していきます。</p>